平成３１年度事業計画書

第１　基本方針

長崎県内における平成 30 年中の刑法犯の認知件数は 3,622 件で、平成 15 年をピークに 15 年連続して減少し、戦後最少を更新した。また、人口 10 万人当たりの犯罪の発生率では、全国で少ない方から２番目で、安全度が高まった。

その一方で、殺人事件などの凶悪事件のほか、子どもや女性が被害者となる社会的反響の大きな犯罪や高齢者をねらった振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺事件が依然と発生するなど、県民に不安を感じさせる犯罪が後を絶たない。

また、社会情勢が変化し、人口減少・少子高齢化社会を迎える中、地域における連帯感・絆の希薄化により、社会の犯罪抑止機能や個々人の規範意識も低下していると言われるなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められる。

そのため、事業推進に当たっては、社会情勢を踏まえながら、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指し、県、警察、各市町、各地区防犯(生活安全)協会、防犯ボランティア団体等と緊密に連携して、

○　犯罪防止のための広報・啓発

○　防犯関係団体等に対する助成・支援

○　防犯功労者・団体等の表彰

○　風俗環境浄化及び少年の健全育成

等の防犯対策事業を引き続き推進する。

また、前記防犯対策事業に資するよう自転車防犯登録事業、ＡＭマーク事業及び古物商許可標識等発行取次事業を行う。

第２　具体的推進事業

１　犯罪防止のための広報・啓発事業

(1) 地域安全運動に係る広報・啓発

ア　全国地域安全運動関係

10 月中に行われる「全国地域安全運動」に合わせて、各種防犯キャンペーンを実施するほか、防犯ポスター、チラシ、リーフレットの配布など、広報・啓発活動を積極的に推進する。

イ　安全・安心まちづくりのための地域安全運動関係

県、警察及び県暴力追放運動推進センターと共催で「安全・安心まちづくり長崎県大会」を開催するほか、犯罪なく３ば運動等、安全・安心まちづくりに係る広報・啓発活動を推進する。

⑵　年末年始防犯活動に係る広報・啓発

年末年始警戒期間中、テレビスポット放送、防犯キャンペーン等による広報・啓発活動を推進する。

⑶　県民の防犯意識高揚のための広報・啓発

県民の防犯意識の高揚を図るため、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報のほか、バス等公共交通機関の車内外広告などによる広報を推進する。

２　防犯関係団体等に対する助成、支援事業

⑴　地区防犯協会の活動支援

安全・安心まちづくりのための各種防犯活動を推進している各地区防犯協会に対し、当該活動に要する経費の一部を助成するほか、各種広報資料及びキャンペーングッズの提供などの支援を行う。

⑵　防犯ボランティア団体の活動支援

自主防犯パトロールを行う民間防犯ボランティア団体に対し、青色回転灯及びマグネットシート等活動用資機材を配布するほか、地域で活動する防犯ボランティア団体の活動支援を行う。

３　防犯功労者・団体等の表彰事業

⑴ 防犯功労者・団体の表彰

地域安全活動の活性化を図るため、警察、地区防犯(生活安全)協会と連絡を密にし、地域安全活動及び防犯対策の普及、推進に功労があった個人及び団体を表彰するほか、九州防犯協会連絡協議会、全国防犯協会連合会に対して表彰上申を行う。

⑵ 広報用コンクールの実施

全国地域安全運動広報及び県民の防犯意識高揚方策の一環として、防犯ポスター・標語及び青パト活動写真の募集を行い、審査の上、優秀作品を表彰する。

４　風俗環境浄化及び少年の健全育成事業

⑴ 善良の風俗と清浄な風俗環境保持のための活動

ア　受託事業の実施

公安委員会からの委託を受けて次の事業を行う。

(ｱ)　風俗営業の管理者講習

風俗営業の健全化と善良の風俗保持のため、年間実施計画に基づき、風俗営業の管理者に対して、禁止事項や遵守事項等周知の管理者講習(法定講習)を県下各地区で行う。

(ｲ)　調査業務

風俗営業許可申請に係る場所的制限地域に係る調査を行う。

イ　落書き一斉消去モデルボランティア事業の推進

清浄な風俗環境を保持するため、日本塗装工業会長崎県支部の協力の下、警察及び各地区防犯協会と連携して落書き消去活動を行う。

(2) 少年の健全育成活動

ア　少年健全育成等ボランティア活動への支援

公安委員会、警察等の委嘱を受け少年の健全育成及び非行防止のボランティア活動に取り組む少年指導委員及び少年補導員に対し、活動助成金の交付及び活動用物品の配布などの支援を行う。

イ　少年の健全育成を目的とした各種スポーツ大会の支援

少年の健全育成を目的として少年柔道・剣道等のスポーツ大会等を実施している各地区防犯協会に対し、開催に要した費用の一部を助成、支援する。

ウ　少年の非行防止活動

７月に実施される内閣府主催の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて各地区で実施される街頭キャンペーン等に協賛し、ポスター・チラシ等広報資料を提供してその活動を支援する。

５　防犯指導技能養成事業

地域の安全を守る防犯リーダー等の防犯指導技能の習得・向上に加えて、リーダーの高齢化が高まる中で、次世代を担う若者の防犯意識を高めてリーダーを育成し、もって防犯諸活動の活性化を図るため、防犯講習会及び研修会を開催する。

６　その他の防犯活動

(1)　街頭犯罪・侵入犯罪の防犯対策

県、警察が推進する「犯罪なく３ば運動」の定着を図るため、各種広報及びキャンペーンを行う。

（注）「犯罪なく３ば運動」～①カギかけんば運動、②ひと声かけんば運動、③見守りせんば運動

(2)　薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用防止広報ポスター、リーフレット等を活用して、薬物乱用の実態と有害性について広報・啓発する。特に、青少年への薬物拡散を防止するため、警察が実施している中学生・高校生に対する「薬物乱用防止教室」にＤＶＤ等の広報資材を提供し、これを支援する。

７　自転車防犯登録事業

自転車の盗難被害は、平成 30 年中全刑法犯認知件数の約１２％を占めている。

その自転車盗難被害防止対策の一環として自転車防犯登録事業を行う。

（注）・平成 30 年中の自転車盗難被害～　290 件

・平成 30 年中の防犯登録台数　～18,148 台

８　ＡＭマーク事業

遊技機の不正防止対策に寄与するＡＭマーク（地域防犯協賛機）の貼付事業の推進により、営業者に適正で健全な営業を促すとともに、不正遊技機の排除に努めることで、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持を図る。

９　古物商許可標識等発行取次事業

古物取扱業者等からの依頼により、古物商許可標識等の発行取次事業を行う。